

平成 26 年 3 月 28 日
事 務 連 絡

介護支援専門員各位

チャーがんじゅう課
課長 屋比久 猛義
(公印省略)

暫定プラン提出廃止について

福祉行政の推進につきましては、日頃より御協力頂き感謝申し上げます。

これまで、新規と状態変更申請の際に、介護支援専門員と利用者間でのトラブル(1)を防ぐために、暫定プランの提出をお願いしていました。

〔 1 トラブル：認定結果が見込みと異なった時の償還払いや自費等になってしまう・不適切なサービスによる返還が生じてしまう・過剰過小サービスによって利用者家族への負担が大きくなる苦情が生じる など 〕

今回、那覇市介護支援専門員連絡会から要望もあり、**平成 26 年 4 月 1 日からは、介護支援専門員が責任を持って、ケアマネジメント業務を行なうということで、廃止させていただきます。**それに伴い、下記の留意点へのご配慮をお願いいたします。

【留意点】

- ・担当者会議などの中で、見込み違いが生じた場合、全額自己負担や償還払いに生じる可能性があることを利用者に説明し、了承を得てください。
- ・居宅届についても、見込み違いが生じた場合を考慮し、場合によっては、予防と介護での居宅届を出すようにしてください。
- ・予防支援を行なう居宅介護支援事業所は、住所を担当する地域包括支援センターと委託契約を行なう事が前提になります。
- ・必要に応じて「同居家族がいる場合の生活援助が必要な理由書」や、「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認書」の提出を忘れないようにお願いします。
- ・暫定プラン提出の必要はなくなりますが、暫定プランの作成についてのご相談には応じます。

チャーがんじゅう課給付 G
直：862-9010(内 2418)